令　和　８　年　４　月

保護者の皆様へ

横浜市教育委員会事務局
横浜市 PTA 連絡協議会

教職員の働き方改革の取組へのご理解・ご協力のお願い
（児童生徒一人ひとりを大切にした教育活動の充実に向けて）

保護者の皆様には、日頃より横浜の教育にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

教育委員会事務局と PTA 連絡協議会では、児童生徒一人ひとりを大切にした教育活動を充実させるため、教職員が本来業務である授業準備や児童生徒支援に専念し、心身が充実して日々いきいきと児童生徒の前に立ち続けられるよう、学校と一緒に様々な取組を進めています。

そのような中で、現在の主な課題として、

- 多様化が進む教育的ニーズに対応するため、更なる授業改善が必要
- 教員が担う業務が多様化しており、教員でなければできない業務に専念できる環境の構築
- 過労死ラインである時間外勤務月 80 時間を２か月連続で超えた教員が令和６年度 1,317 人
- 35 人学級の実施等に伴い教員数を増やす必要がある一方で、全国と同様に横浜市の教員採用試験受験者確保は厳しい状況

であると認識しています。学ぶ時間の確保、教職員一人ひとりの心身の健康、そして教員という職業の一層の魅力向上などの観点から、今の働き方を改善していく必要があります。

そのため、教職員は、これまで以上に計画的に業務に取り組むほかに、教育委員会事務局や各学校では、児童生徒や保護者・地域の状況に十分配慮して、次のような取組を実施・検討しています。

【取組例】

- 年間の授業時間数を確保した上で、日々の時間割や年間予定の工夫
- 学校行事の教育的意義と持続可能性を踏まえた計画や運営方法の工夫
- 勤務時間外や休日等の留守番電話による対応
- 保護者応対・面談等は、原則、勤務時間内に設定
- 部活動ガイドラインを守った活動の徹底、顧問教員に代わって部活動指導員が単独で技術指導や引率を実施、参加する大会の精査・精選

教育委員会事務局と PTA 連絡協議会は、地域・家庭・学校が協力して児童生徒一人ひとりを大切にした教育活動を充実させてまいります。

保護者の皆様におかれましては、教職員の働き方改革の取組について、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【担当】
教育委員会事務局教育政策推進課
電　話：671-3243
E-mail：ky-workstyle@city.yokohama.lg.jp

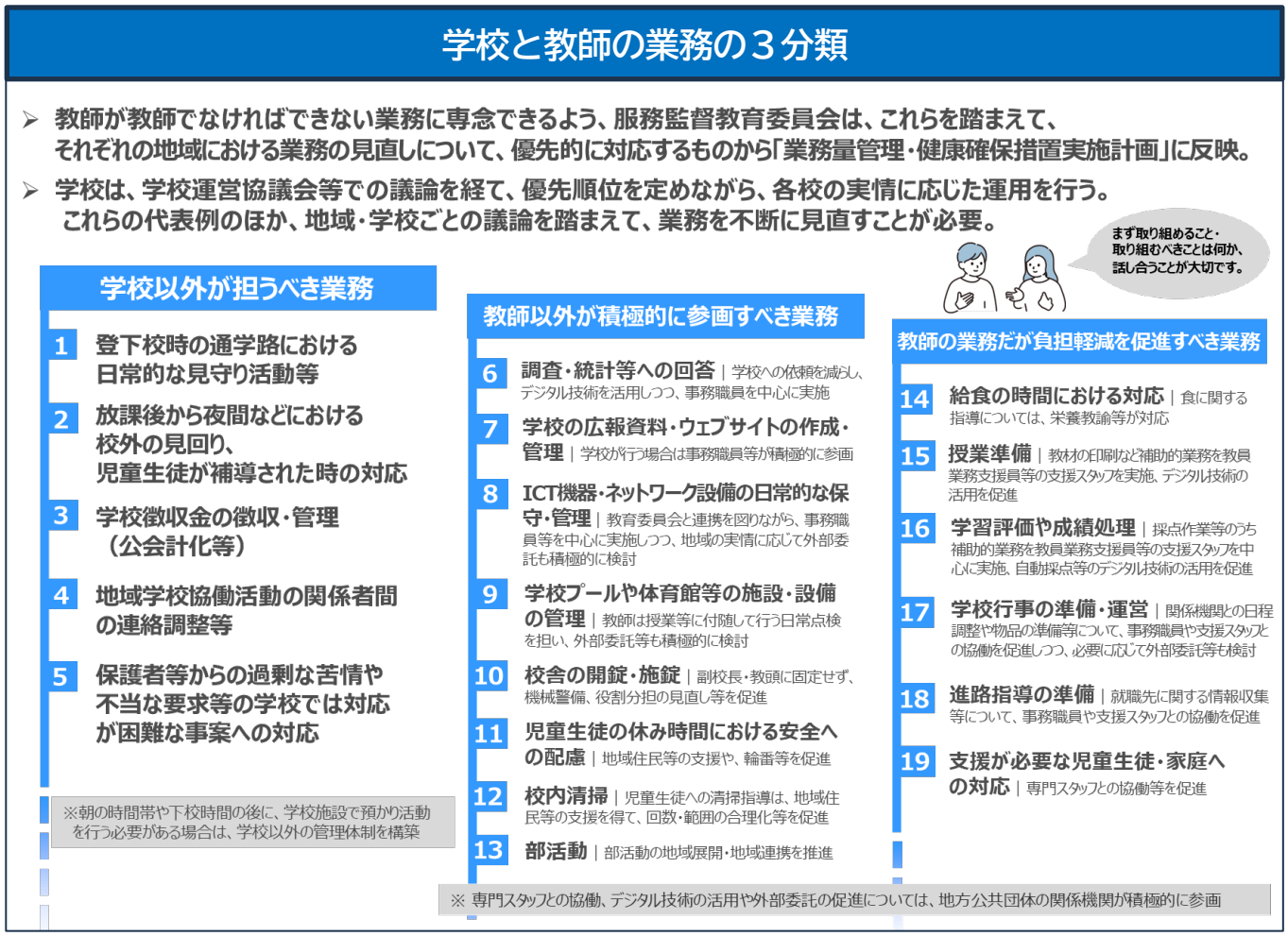
別　紙

学校と教師の業務の３分類について

横浜市教育委員会事務局では、文部科学省が指針※で示した「学校と教師の業務の３分類」を踏まえ、教職員の働き方改革を推進しています。

保護者の皆様におかれましては、教職員の働き方改革の取組について、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和７年文部科学省告示第114号）



出典：文部科学省「学校と教師の業務の３分類」